

再生事業者登録のしおり

平成20年3月

大阪府環境農林水産部

目 次

1. 再生事業者登録制度とは	1
2. 再生事業者登録の対象	1
3. 登録の要件	1
4. 登録の申請手続	5
(1) 申請の窓口	5
(2) 申請に必要な書類	5
(3) 登録申請書の記載のしかた	6
(4) 登録手数料	9
5. 登録を受けたときは	9
(1) 登録証明書の交付	9
(2) 登録廃棄物再生事業者の名称の使用	9
(3) 再生事業の記録	9
(4) 市町村に対する協力	9
6. 登録を受けた後に必要な届出	10
(1) 廃棄物再生事業者変更届	10
(2) 廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届	11
(3) 登録証明書再交付申請	11
(4) 登録廃棄物再生事業者継続届	12
7. 登録の取消し	12
再生事業者登録の様式	14
資料(再生事業者の登録に関する要綱)	31

1. 再生事業者登録制度とは

再生事業者登録制度は、リサイクルを促進し、優良な再生事業者の育成を目的として平成3年10月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い創設されました。大阪府では、その目的を的確に遂行するため、登録制度の運用に関して、平成20年3月に「再生事業者の登録に関する要綱(以下「要綱」という。)」を定めました。

この要綱は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成にとって重要な役割を担う優良な再生事業者の育成を図ることを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関し必要な事項を定める。
(要綱第1条（目的）)

2. 再生事業者登録の対象

大阪府の区域において廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもので、次条に定める基準に適合するときは、知事の登録を受けることができる。
(要綱第2条（登録）)

登録を受けるためには、一定の施設および能力を有している必要があり、その基準は要綱第3条で定められています。これについては、「3. 登録の要件」で詳しく説明します。

また、登録の対象となる事業者には、株式会社、有限会社などの法人、あるいは個人営業のかたちで営利事業として行っている場合だけでなく、公益法人、事業協同組合などで定款または寄附行為で再生にかかる事業を行うことができると定めている場合も含まれます。

再生の対象となる廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条の2第1項第2号に例示されている古紙、金属くず、空き瓶、古繊維に限るものではなく、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、一定の基準を満たして廃棄物の再生を行っている場合は、登録を受けることができます。

なお、廃棄物再生事業者は、廃棄物の再生を行うことについて、登録を受けなくても事業を行うことができます。また、この登録を受けることによって、廃棄物処理業の許可が不要になるものではありません。

3. 登録の要件

登録を受けるためには、次の表に示す施設をすべて有していなければなりません。
(要綱第3条第1項第1号、第2号、第3号)

＜登録を受けるために必要な施設＞

古紙の再生を行う場合	① 保管施設（ストックヤード） ② 梱包施設 ③ 運搬施設（フォークリフト等）
金属くずの再生を行う場合	① 保管施設（ストックヤード） ② 選別施設 ③ 加工施設 ④ 運搬施設（フォークリフト等） ※②と③は、両方の施設が必要です。
空き瓶の再生を行う場合	① 保管施設（ストックヤード） ② 選別施設 ③ 運搬施設（フォークリフト等）
古繊維の再生を行う場合	① 保管施設（ストックヤード） ② 裁断施設 ③ 運搬施設（フォークリフト等）
その他の廃棄物再生を行う場合	① 保管施設（ストックヤード） ② 当該廃棄物の再生に適する施設 ③ 運搬施設（フォークリフト等）

注) 保管施設は、廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散するおそれのないものでなければなりません。（要綱第3条第1項第1号）

再生の用に供する施設および運搬施設は、次に示すような施設をいいます。

＜登録を受けるために必要な施設の具体例＞

古紙の再生に適する梱包施設	○ 選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設
金属くずの再生に適する選別施設	○ 磁選別、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機など再生の目的となる金属を選別する施設
金属くずの再生に適する加工施設	○ 再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、粉碎等の加工をする施設 ○ 選別した金属を圧縮する施設
空き瓶の再生に適する選別施設	○ カレットを色別に選別する施設 ○ カレットから不純物を選別・除去する施設 ○ リターナブル瓶を選別する施設
古繊維の再生に適する裁断施設	○ 選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設
運搬施設	○ フォークリフトなど、事業場内で廃棄物を運搬するための施設 (事業場の外で廃棄物を運搬するトラックなどは含みません。)

注) 再生の用に供する施設は、生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられていなければなりません。(要綱第3条第1項第2号)
(要綱第3条第2項に定めた施設 誓約書提出 様式別紙3、18ページ参照)

事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有している必要があります。
 (要綱第3条第1項第4号)

経理的基礎の確認のため、次の書類が必要です。

法人の場合	直前1年の事業年度における ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (納税証明書等)
個人の場合	直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (納税証明書等)

その他事業を適正に行うことができる者であることが必要です。

(要綱第3条第1項第5号)

次の登録の欠格要件に該当しない旨の誓約が必要です。(様式別紙3、18ページ参照)

- (1) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者
- (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例若しくは大阪府循環型社会形成推進条例又はこれらの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(個人においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第4条の7で定める使用人、法人においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)又は令第4条の7で定める使用人で当該執行日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもののある者を含む。)
- (3) 令第22条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員又は令第4条の7で定める使用人のうちに前号に該当する者のあるもの
- (5) 個人で令第4条の7で定める使用人のうちに第3号に該当する者のあるもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号のイからへまで)

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからトまで)

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（政令第4条の6 ①大気汚染防止法②騒音規制法③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律④水質汚濁防止法⑤悪臭防止法⑥振動規制法⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律⑧ダイオキシン類対策特別措置法⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人)

- 令第4条の7 法第7条第5項第4号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

4. 登録の申請手続

(1) 申請の窓口

廃棄物再生事業者の登録申請は、大阪府知事に対して行います。

登録申請書の配付、登録申請の受付は、資源循環課又は産業廃棄物指導課で行っています。

(2) 申請に必要な書類

登録申請にあたっては、所定の用紙（様式第6号、15ページ参照）により、次の表に示す書類をそろえ、正本1部、副本1部の計2部提出してください。

<登録申請に必要な書類（要綱第4条第1項）>

法人の場合	※① 廃棄物再生事業者登録申請書 ※② 事業の用に供する施設の概要を記載した書類(様式別紙1) ※③ 事業計画の概要を記載した書類(様式別紙2) ④ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 ⑤ 定款又は寄附行為 ⑥ 法人登記簿の謄本 ⑦ 施設所在地の土地登記簿謄本及び借地についての賃貸契約書又は使用承諾書等の写し ※⑧ 業務経歴を記載した書類(様式別紙2) ⑨ 直前1年の事業年度における貸借対照表 ⑩ 直前1年の事業年度における損益計算書 ⑪ 直前1年の事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書等) ※⑫ <u>登録の欠格要件に該当しないこと、生活環境の保全を目的とする法律及び条例を遵守することを誓約する書類(様式別紙3)</u> ※⑬ 欠格要件適用対象者に関する書類(様式別紙4) ⑭ 事業場の位置図及び場内配置図 ⑮ 事業場周辺及び施設関係の写真 ⑯ 廃棄物の再生の業を営んでいることが確認できる書類 ⑰ 事業の実施に必要な許可証の写し
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個人 の 場 合	※① 廃棄物再生事業者登録申請書
	※② 事業の用に供する施設の概要を記載した書類(様式別紙1)
	※③ 事業計画の概要を記載した書類(様式別紙2)
	④ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
	⑤ 住民票の写し外国人登録証明書の写し
	⑥ 施設所在地の土地登記簿謄本及び借地についての賃貸契約書又は使用承諾書等の写し
	※⑦ 業務経歴を記載した書類(様式別紙2)
	⑧ 直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書等)
	⑨ <u>登録の欠格要件に該当しないこと、生活環境の保全を目的とする法律及び条例を遵守することを誓約する書類(様式別紙3)</u>
	※⑩ 欠格要件適用対象者に関する書類(様式別紙4)
	⑪ 事業場の位置図及び場内配置図
	⑫ 事業場周辺及び施設関係の写真
	⑬ 廃棄物の再生の業を営んでいることが確認できる書類
	⑭ 事業の実施に必要な許可証の写し

注) ※印の書類は、様式を準備しています。

(3) 登録申請書の記載のしかた

<申請書の記載> (様式第6号、15ページ参照)

- ① 申請者の住所
 - 法人の場合は登記簿上の本店の所在地、個人の場合は住民票の住所を記入してください。
- ② 事務所の所在地
 - 連絡先となる府域の事務所の所在地を記入してください。
- ③ 事業場の所在地
 - 再生に関する作業を行う場所の所在地を記入してください。
- ④ 取り扱う廃棄物の種類
 - 古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維などの区分で、登録を受けようとする廃棄物の種類を記入してください。
- ⑤ 再生方法
 - 廃棄物を回収してから出荷するまでの間に行う再生に係る作業の方法を記入してください。
 - (例) ・「古紙を回収し、選別し、圧縮・梱包して出荷する。」
 - ・「金属くずを回収し、選別し、破碎・圧縮して出荷する。」
 - 複数の廃棄物について登録を受けようとする場合は、その種類ごとに記入してください。

⑥ 再生により得られる有用物の利用方法

- 再生物の出荷先における利用方法について記入してください。
(例) ・「板紙及び紙の原料として利用」
 ・「製鋼原料として利用」
- 複数の廃棄物について登録を受けようとする場合は、その種類ごとに記入してください。

<添付書類の作成>

① 事業の用に供する施設の概要を記載した書類（様式別紙1、16ページ参照）

保管施設以下の欄は、複数の廃棄物について登録を受けようとする場合は、廃棄物の種類ごとに記入してください。

ア 保管場所

- 保管方法は、屋外か屋内か、仕切りの設置の有無などを記入してください。
- 廃棄物の飛散、流出等の防止に関する措置状況は、保管する廃棄物の種類に応じて、廃棄物の適正な保管のために講じられている具体的な措置を記入してください。
(例) ・「屋内に保管し、飛散を防止」
 ・「コンクリート舗装により、地下への浸透を防止」

イ 再生の用に供する施設

- 施設の種類のほか、2ページの施設の具体例に示す施設の種類のほかを記入してください。
- 生活環境の保全上の支障を防止するための措置は、粉じん防止対策、騒音防止対策、悪臭防止対策、振動防止対策など、生活環境の保全のために何らかの措置を講じている場合、その内容を具体的に記入してください。

ウ 運搬施設

- フォークリフトなどの運搬施設について、その種類、能力、台数を記入してください。

② 事業計画の概要を記載した書類（様式別紙2、17ページ参照）

- 指定の用紙に廃棄物の排出者（回収元）、再生の方法、再生物の引渡先を記入してください。
- 排出者は、市町村、家庭、集団回収団体、ビル、工場、行商者などの区分で記入してください。
 回収元が限られている場合で差支えなければ、その具体的な名称を記入してください。
- 再生の方法は、再生のために行う収集・運搬、選別、破碎、切断、圧縮、梱包などの加工の方法の区分で記入してください。
- 再生物の引渡先は、商社、メーカー、他の再生事業者などの区分で記入してください。
 引渡先が限られている場合で差支えなければ、その具体的な名称を記入してください。
 複数の廃棄物について登録を受けようとする場合は、廃棄物の種類ごとに記入してください。

③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- 保管施設と選別機、破碎機、梱包機など再生の用に供する施設それぞれについて、各図面を作成してください。
- 再生の用に供する施設について、やむを得ず図面を作成できない場合は、施設の構造を明らかにする写真等をもって代えることができます。
 この場合でも、少なくとも事業場の敷地内における、保管施設、加工施設などの配置を示す平面図を作成してください。

- ④ 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本
- 法人の場合に添付してください。
 - 登記簿の謄本は、正本には原本を添付してください。副本には写しでもかまいません。
- ⑤ 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 個人の場合に添付してください。
 - 正本には原本を添付してください。副本には写しでもかまいません。
- ⑥ 施設所在地の土地登記簿謄本及び借地についての賃貸契約書又は使用承諾書等の写し
- 事業の用に供する施設があり、事業を行う土地のすべての筆の登記簿謄本を取得してください。土地登記簿謄本は、正本には原本を添付してください。副本には写しでもかまいません。
 - 土地が借地である場合は、賃貸に係る契約書又は土地の使用についての承諾書等の写しを添付してください。
- ⑦ 業務経歴を記載した書類（様式別紙2、17ページ参照）
- 再生にかかる業務を開始した年月日
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「古物営業法」「大阪府金属くず営業条例」などの法律または条例に基づく許可を受けている場合は、許可の年月日、許可番号、許可の区分
- ⑧ その他再生事業に関する事項経理的基礎に関する資料
- 3ページの経理的基礎を確認する資料を添付してください。
- ⑨ その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類(様式別紙3 誓約書、18ページ参照及び様式別紙4 欠格要件適用対象者に関する書類、20ページ参照)
- 登録の欠格要件に該当しないこと及び再生の用に供する施設が生活環境の保全上支障を生じることがないように関係法令及び条例を遵守することを誓約
 - 欠格要件適用対象者に関する書類
- ⑩ 事業場の位置図及び場内平面図・周辺状況及び施設に関する写真
- 事業を行う敷地内の保管施設、選別・切断圧縮等の加工施設、建屋等の位置を示した場内平面図を添付してください。
 - 事業場周辺地図
 - 施設等の写真
- ⑪ 再生事業を営んでいることが確認できる書類
- 受入伝票・売却伝票等
- ⑫ 事業の実施に必要な許可証の写し
- 事業を実施する際に必要な許可等を得ていることを示す許可証等の写しを添付してください。例として、次のようなものがあります。
 - ・ 金属くずを扱う場合：金属くず業許可
 - ・ 金属くず、古紙、古繊維、空き瓶以外の一般廃棄物を扱う場合：一般廃棄物処分業許可・指定、市町村からの委託
 - ・ 金属くず、古紙、古繊維、空き瓶以外の産業廃棄物を扱う場合：産業廃棄物処分業許可

(4) 登録手数料

登録にあたっては、40,000円の手数料（大阪府証紙）が必要です。

申請の窓口（資源循環課又は産業廃棄物指導課）で書類のチェックを受け、登録の対象となることを確認した後に、申請書に証紙を貼付してください。

証紙は、大阪府庁内で購入することができます。

5. 登録を受けたときは

(1) 登録証明書の交付

大阪府において登録申請書を受理した後、その内容を審査のうえ、登録の基準に適合すると認められたときは、廃棄物再生事業者登録簿に登録するとともに、廃棄物再生事業者登録証明書を交付します。

登録証明書には、次の事項を記載しています（施行規則第16条の4）

- ① 法人の場合は、法人の名称、住所および代表者の氏名
個人の場合は、氏名および住所
- ② 事業場の所在地
- ③ 廃棄物の再生に係る事業の内容
- ④ 登録の年月日および登録番号

登録証明書はその登録を受けた事業場の見えやすい場所に提示してください。

(2) 登録廃棄物再生事業者の名称の使用

登録を受けた事業者の方のみが、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることができます。（法第20条の2第3項）

登録を受けずにこの名称を用いたときは、廃棄物処理法により罰則が科せられます。

（法第34条）

(3) 再生事業の記録

登録を受けた事業者の方は、実施した再生事業について、帳簿等を作成し、記録をす
るように努める必要があります。（要綱第6条第1項）

(4) 市町村に対する協力

この登録制度は、市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的のひとつとしています。

したがって、登録を受けた再生事業者の方は、市町村から集団回収など、一般廃棄物の再生について協力を求められたときは、できるだけそれに応じていただく必要があります。（要綱第6条第2項）

6. 登録を受けた後に必要な届出

(1) 廃棄物再生事業者変更届

登録事項に変更があったときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければなりません。(令第20条)

- 所定の用紙(様式第8号、22ページ参照)により、変更のあった日から30日以内に、資源循環課又は産業廃棄物指導課に正本1部、副本1部の計2部提出してください。
- 届出に必要な変更事項および必要な添付書類は、下の表に示すとおりです。(大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第10条)
- 表の①から④の事項は、登録証明書の記載事項ですので、変更届の際には登録証明書を提出していただき、変更部分を書き換えた上で再度交付します。(細則第11条)
- ④または⑤の事項に変更があったときは、変更後も登録の基準に適合している必要があります。
- ⑤の事項に変更があったときは、所定の「廃棄物再生事業者変更届出書」に加えて、新規登録申請書の別紙(様式別紙1、16ページ参照)に変更のあった施設の部分を記入し、提出していただきます。

注) 事業者は、知事から、法第7条第5項第4号トの適用について協議を開始した告知を受けた場合、その適用の可否が確定するまでの間、変更等の届出を行わないこととされています。

〈届出に必要な変更事項および添付書類〉

届出に必要な変更事項	添付書類
① 法人の名称、住所、代表者及び役員等欠格要件適用対象者の変更(法人の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・定款または寄附行為 ・登記簿の謄本 ・登録証明書(代表者を除く役員等欠格要件適用対象者の変更の場合は不要) (代表者等の変更の場合は、誓約書を添付する。)
② 氏名、住所の変更(個人の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し又は外国人証明書の写し ・登録証明書
③ 事務所、事業場の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登録証明書(事業場の変更の場合) ・施設所在地の土地登記簿謄本及び借地についての賃貸契約書又は使用承諾書等の写し(事業場の変更の場合) ・場内配置図(事業場の変更の場合)
④ 廃棄物の再生に係る事業の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の事業計画の概要を記載した書類 ・登録証明書
⑤ 事業の用に供する施設の種類、数量、構造、設備の概要の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図(※各図面を作成できない場合は写真等) ・事業の用に供する施設の概要を記載した書類(変更部分のみ記入)

注) 上記の添付書類だけでは詳細が不明な場合は、さらに別の書類または図面を提出していただくことがあります。

(2) 廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届

事業場を廃止し、もしくは休止し、または休止した事業場を再開したときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければなりません。(令第21条)

- 所定の用紙(様式第9号、23～25ページ参照)により、30日以内に、資源循環課又は産業廃棄物指導課に正本1部、副本1部の計2部提出してください。

〈廃棄物再生事業者事業場廃止届〉

- 廃止届は、事業場全体を取り壊したり、他の用途に使用するなどして、再生に係る事業を取りやめるときに必要です。
- この場合、登録の効力はなくなりますので、登録証明書は資源循環課又は産業廃棄物指導課に返還していただくことになります。(細則第18条第1号)
- その後に再度再生に係る事業を始め、登録を受けようとするときは、あらためて新規登録申請していただく必要があります。

注) 事業者は、知事から、法第7条第5項第4号トの適用について協議を開始した告知を受けた場合、その適用の可否が確定するまでの間、廃止の届出を行わないこととしています。

〈廃棄物再生事業者事業場休止届〉

- 休止届は、事業場はそのままにして、いったん再生に係る事業を中断するとき必要です。
- この場合、登録自体はまだ有効ですので、登録証明書はそのまま保管してください。
- その後に、事業場を廃止したときは、前述した廃棄物再生事業者事業場廃止届を、再生に係る事業を再開したときは、次に説明する廃棄物再生事業者再開届を提出していただく必要があります。

注) 事業者は、知事から、法第7条第5項第4号トの適用について協議を開始した告知を受けた場合、その適用の可否が確定するまでの間、自ら登録に関する事業を休止し、休止の届出を行うこととしています。

〈廃棄物再生事業者事業場再開届〉

- 再開届は、前述の休止届を提出した後に、再度再生に係る事業を開始したときに必要です。
- 再開にあたって、再開に係る事業の内容や施設などの登録事項を変更したときは、あわせて廃棄物再生事業者変更届を提出していただく必要があります。

(3) 登録証明書再交付申請

登録証明書を亡失し、滅失し、汚損し、または破損したときは、登録証明書の再交付を申請し、再交付を受けなければなりません。(細則第12条第1項)

- 具体的には、登録証明書をなくしたり、誤って燃やしてしまったりして、証明書そのものが手元にない場合や、証明書そのものは手元にあっても、誤って汚したり、破ってしまい、記載内容が読み取れないような場合をいいます。
- 所定の用紙(様式第39号、26ページ参照)により、資源循環課又は産業廃棄物指導課に正本1部、副本1部の計2部提出してください。

- 汚損または破損により再交付の申請をするときは、証明書を添付して申請してください。(細則第12条第2項)
- 亡失により登録証明書の再交付を受けた後に、亡失した証明書を発見したときは、その発見した証明書を資源循環課又は産業廃棄物指導課に返還しなければなりません。(細則第12条第3項)

(4) 登録廃棄物再生事業者継続届

登録廃棄物再生事業者として、廃棄物の再生の事業を登録してから5年を越えて継続して営む場合は、知事に登録廃棄物再生事業者継続届を提出しなければなりません。
(要綱第10条第1項)

- 所定の用紙(様式別紙5、27ページ参照)により、資源循環課又は産業廃棄物指導課に正本1部、副本1部の計2部提出してください。
- 登録の日から起算して5年を経過した日から、90日以内に、登録廃棄物再生事業者継続届に必要な事項を記入し、登録申請時に添付した項目の書類および事業の実績報告書(様式別紙6、28ページ参照)を添付して提出してください。
- 以後5年毎に登録の継続の届出を行わなければなりません。(要綱第10条第2項)
- 継続の届出がなかった場合は、事業の継続を確認した登録証明書は交付されません。
- 登録基準に適合していることを確認のうえ、事業継続確認後の登録証明書を交付します。

7. 登録の取消し

一定の場合に、知事は登録を取り消すことができます。

(要綱第12条)

- 知事が登録を取り消すことができるのは、次のような場合です。
 - ① 事業の用に供する施設や再生事業者の能力が登録の基準に適合しなくなったとき
 - ② 廃棄物再生事業者変更届や廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届をしなかったとき
 - ③ 不正な手段により、登録に関わる手続きを行い、又は行うべき手続きを行わなかったとき
 - 知事が登録を取り消そうとするときは、聴聞をおこないます。
 - 知事が登録を取り消すときは、その理由を記載した文書で通知します。
- (欠格要件該当届出書)(要綱第12条第3項)
- 登録廃棄物再生事業者は、第3条第3項に規定する欠格要件に該当した場合、欠格要件該当届出書(様式別紙7、30ページ参照)を提出しなければなりません。
 - 欠格要件該当届出書が提出された時点で、登録基準不適合となり、登録取消し処分の対象となります。

廃棄物再生事業者登録に関する問い合わせ先

一般廃棄物の再生

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室

資源循環課 リサイクル事業支援グループ

TEL: 06-6941-0351 (内線3823)

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1-7

大阪赤十字会館7階

産業廃棄物の再生 (産業廃棄物処分業の許可をお持ちの場合、又は金属くずのみを扱われる場合)

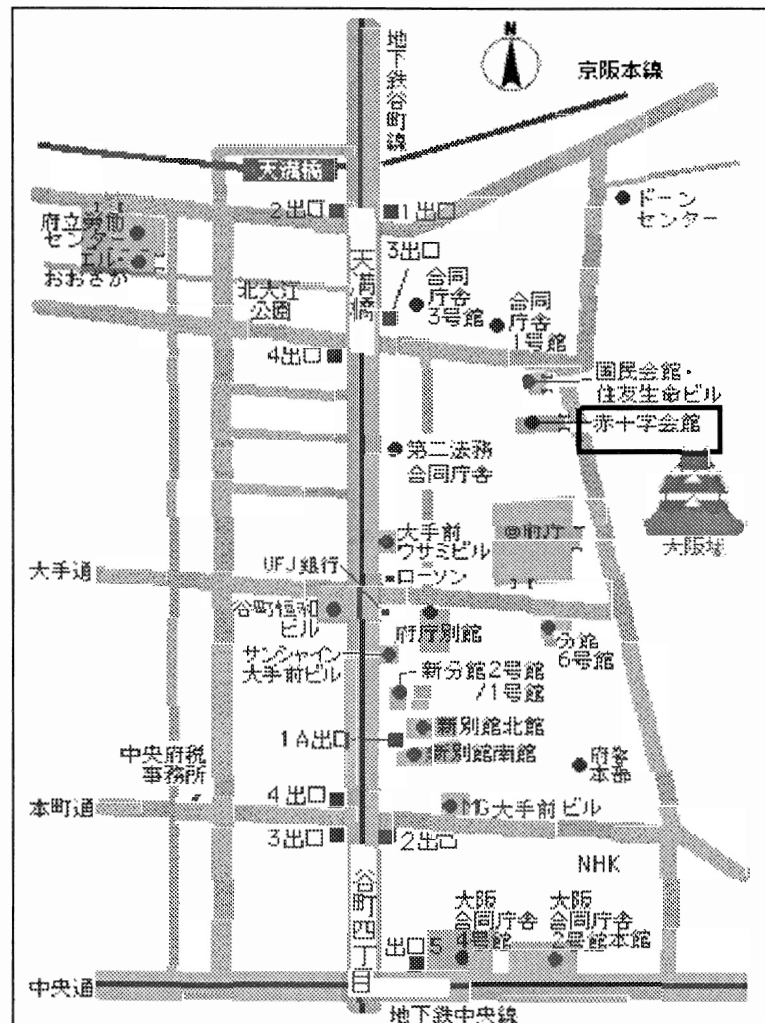
大阪府環境農林水産部循環型社会推進室

産業廃棄物指導課 処理・処分業指導グループ

TEL: 06-6941-0351 (内線3826)

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1-7

大阪赤十字会館7階



再生事業者登録の様式

- 廃棄物再生事業者登録申請書
- 事業の用に供する施設の概要
- 事業計画の概要を記載した書類
- 誓約書
- 欠格要件適用対象者に関する書類
- 廃棄物再生事業者変更届出書
- 廃棄物再生事業者事業場廃止届出書
- 廃棄物再生事業者事業場休止届出書
- 廃棄物再生事業者事業場再開届出書
- 登録証明書再交付申請書
- 登録廃棄物再生事業者継続届出書
- 再生事業実績報告書
- 欠格要件該当届出書

廃棄物再生事業者登録申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により
廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場 の所在地	(事務所)	
	(電話番号)	
	(事業場)	
	(電話番号)	
廃棄物の再生に係る事業の内容	取り扱う 廃棄物の種類	
	再生方法	
	再生利用により 得られる有用物の 利用方法	

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 4 個人にあつては、住民票の写し
- 5 業務経歴を記載した書類及び経理的基礎に関する資料
- 6 その他知事が必要と認める書類

※ 証 紙 貼 付 欄		※ 受 付 欄	
----------------------------	--	------------------	--

(様式別紙 1)

事業の用に供する施設の概要

事業場の名称			
事業場の所在地		(電話番号)	
取り扱う廃棄物の種類			
保管施設	所在地		
	面積 (m ²)		
	保管方法		
	廃棄物の飛散、流出、地下浸透悪臭発散防止に関する措置状況		
再生の用に供する施設	施設の種類		
	メーカー・型式		
	処理能力・数量	t / 日 × 基	t / 日 × 基
	1日の運転時間		
	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置		
運搬施設	施設の種類		
	能力 (最大積載量 (t))		
	保有台数		

(注) 事業場が複数ある場合、事業場ごとに作成すること。また、本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。

(様式別紙2)

事業計画の概要

排出者	
再生の方法	
再生物の引渡先	

業務の経歴

年 月 日	業 務 経 歴
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	

(備考)

業務の開始年月日及び廃棄物処理法、大阪府金属くず営業条例その他の法令に基づく許可を受けている場合は、許可番号、許可の区分等を記入してください。

誓 約 書

私は、1に規定する法令及び条例を遵守すること、2に規定するいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

1

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (4) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (5) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (8) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- (9) 大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）

2

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に該当する者
- (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例若しくは大阪府循環型社会形成推進条例又はこれらの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（個人においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第4条の7で定める使用人、法人においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）又は令第4条の7で定める使用人で当該執行日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者のある者を含む。）
- (3) 令第22条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員又は令第4条の7で定める使用人のうち前号に該当する者であるもの
- (5) 個人で令第4条の7で定める使用人のうち第3号に該当する者のあるもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号)

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからトまで)

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(政令第4条の6 ①大気汚染防止法②騒音規制法③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律④水質汚濁防止法⑤悪臭防止法⑥振動規制法⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律⑧ダイオキシン類対策特別措置法⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号にて同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(様式別紙 4)

欠格要件適用対象者に関する書類

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

法第7条第5項第4号リに規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）			
発行済株式の 総数			出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月 日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本籍
		割合	住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
備考 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとする。			

廃棄物再生事業者変更届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 20 条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

事業場の名称 及び所在地	
登録年月日 及び登録番号	平成 年 月 日 第 号
変更事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	平成 年 月 日

添付書類

- 1 大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 10 条各号に掲げる書類及び図面
- 2 廃棄物再生事業者登録証明書の記載事項に変更がある場合は当該登録証明書

廃棄物再生事業者事業場廃止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物再生事業者の登録に係る事業場を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の名称 及び所在地	
登録の年月日 及び登録番号	平成 年 月 日 第 号
廃止の年月日	平成 年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書

廃棄物再生事業者事業場休止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物再生事業者の登録に係る事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の名称 及び所在地	
登録の年月日 及び登録番号	平成 年 月 日 第 号
休止の年月日	平成 年 月 日
休 止 の 理 由	
休止後の措置	

廃棄物再生事業者事業場再開届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物再生事業者の登録に係る事業場を再開したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の名称 及び所在地	
登録の年月日 及び登録番号	平成 年 月 日 第 号
再開の年月日	平成 年 月 日 (休止開始年月日 平成 年 月 日)
再開の理由	

許可証・指定証・登録証明書再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕
電話番号

大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可証、指定証又は登録証明書の名称	
許可年月日及び許可番号、指定年月日及び指定番号又は登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

添付書類 許可証、指定証又は登録証明書 (亡失し、又は滅失した場合を除く。)

登録廃棄物再生事業者継続届出書

平成 年 月 日

大阪府知事様

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

再生事業者の登録に関する要綱第10条の規定により、登録廃棄物再生事業者として事業を継続しますので、次のとおり届出します。

事務所及び事業場の所在地	(事務所)
	(電話番号)
事務所及び事業場の所在地	(事業場)
	(電話番号)
廃棄物の再生に係る事業の内容	取り扱う廃棄物の種類
	再生方法
	再生利用により得られる有用物の利用方法

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 4 個人にあつては、住民票の写し
- 5 業務経歴を記載した書類及び経理的基礎に関する資料
- 6 その他知事が必要と認める書類

(様式別紙6)

再 生 事 業 実 績 報 告 書

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

印

登録番号第

号の登録事業場における再生事業実績は別添のとおりです。

年度実績

受入等実績(t/年)

回収又は、受入品目	回収又は、受入量	主な回収又は、受入先

売却等実績(t/年)

売却等品目	売却等量	主な売却等先

残渣処分実績(t/年)

処分品目	処分量	処分先

欠格要件該当届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

再生事業者の登録に関する要綱 第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業内容	
再生事業者登録年月日及び登録番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

備考

- 1 「該当するに至った欠格要件」の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ(同法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又はハからホまで(同法第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記載すること。
- 2 「欠格要件に該当するに至った具体的事由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

資 料

再生事業者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成にとって重要な役割を担う優良な再生事業者の育成を図ることを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関し必要な事項を定める。

(登録)

第2条 大阪府の区域において廃棄物の再生を業として営んでいる者(以下「廃棄物再生事業者」という。)は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもので、次条に定める基準に適合するときは、知事の登録を受けることができる。

(登録基準)

第3条 前条に定める廃棄物再生事業者の登録基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第16条の2に定める廃棄物再生事業者の登録基準とする。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- (2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
 - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- (3) 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

2 前項第2号の生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた施設とは、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)及び大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)を遵守した施設とする。

3 第1項第5号のその他事業を適正に行うことができる者とは、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者
- (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例若しくは大阪府循環型社会形成推進条例又はこれらの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(個人においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第4条の7で定める使用人、法人においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)又は令第4条の7で定める使用人で当該執行日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者のあるものを含む。)
- (3) 令第22条の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員又は令第4条の7で定める使用人のうち前号に該当する者のあるもの
- (5) 個人で令第4条の7で定める使用人のうち第3号に該当する者のあるもの

(登録申請)

第4条 法第20条の2の規定に基づき廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、廃棄物再生事業者登録申請書に必要な事項を記載し、次に掲げる図書を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 施設及び設備の概要を記載した書類
- (3) 事業場位置図及び場内配置図
- (4) 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書又は写真
- (5) 事業場所在地の土地登記簿謄本及び借地については賃貸契約書又は使用承諾書等の写し
- (6) 法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (7) 個人の場合にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (8) 業務経歴を記載した書類
- (9) 法人の場合にあつては直前1年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 個人の場合にあつては、直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 第3条第2項に提示した法令等を遵守すること及び同条第3項に該当しないことを誓約する書類
- (12) 欠格要件適用対象者に関する書類
- (13) 廃棄物の再生の業を営んでいることが確認できる書類
- (14) その他、知事が必要と認める登録事業に関する書類

- 2 知事は、前項の申請書内容を審査するとともに、必要に応じて登録申請に係る事業場に立入り、申請書記載内容の確認をすることができる。

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定により登録申請があった場合は、第3条に定める登録基準に適合しない場合を除き、令第18条の規定に基づき廃棄物再生事業者の登録をしなければならない。

- 2 知事は、前項の登録をしたときは、令第19条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録証明書を申請者に交付する。

- 3 知事は、第1項の登録をしたときは、市町村長にその内容を通知するものとする。

(登録廃棄物再生事業者の責務)

第6条 前条第1項の登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、実施した再生事業について、帳簿等を作成し、記録するよう努めなければならない。

- 2 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第4項に基づき市町村から一般廃棄物の再生に関し協力を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(登録証明書の再交付)

第7条 登録証明書を紛失又はき損したときは、直ちに廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書により知事に登録証明書の再交付申請を行い、登録証明書の再交付を受けなければならない。

- 2 登録証明書をき損し、登録証明書の再交付申請を行う場合は、き損した登録証明書を添付しなければならない。

(登録の変更)

第8条 令第20条に基づく登録内容の変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届を知事に届け出ることにより行うものとする。

- 2 前項の登録変更の届出については、変更内容が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 令第17条第1項第1号に係る変更の場合は、法人にあつては、第4条第1項第6号及び第11号、個人にあつては同条第7号及び第11号に定める書類
- (2) 令第17条第1項第2号に係る事業場の変更の場合は、第4条第1項第5号に定める書類
- (3) 令第17条第1項第3号に係る変更の場合は、第4条第1項第1号に定める書類
- (4) 令第17条第1項第4号に係る変更の場合は、第4条第1項第2号、第3号及び第4号に定める書類

(登録の廃止、休止及び再開)

第9条 令第21条に基づく事業場の廃止、休止及び再開の届出は、廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届を知事に届け出ることにより行うものとする。

- 2 知事は、令第21条に基づく事業場の廃止、休止及び再開の届出があった場合は、市町村長にその内容を通知するものとする。

(登録の継続の届出)

第10条 知事は、廃棄物再生事業者の登録を受けた日から起算して5年を経過した日以降、引き続き登録廃棄物再生事業者として廃棄物の再生を業として営もうとする者に対し、登録の日から起算して5年を経過した日から90日以内に登録廃棄物再生事業者継続届に必要な事項を記入し、次に掲げる図書を添付し、届け出るよう求めるものとする。

(1) 第4条第1項に規定する書類

(2) 事業の実績を記載した書類

2 知事は、前項の届出を行った者に対し、以後5年毎に登録の継続を届け出るよう求めるものとする。この場合の届出は、前項の規定を準用する。

(準用)

第11条 第4条第2項及び第5条第2項の規定は、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定に基づく登録証明書再交付申請、登録内容の変更の届出及び登録の廃止、休止、再開、継続の届出に準用する。

(登録の取消し)

第12条 知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときには、その登録を取り消すことができる。

(1) 令第20条及び令第21条に規定する届出を行わなかったとき

(2) 第3条に規定する登録基準に適合しなくなったとき。

(3) 不正の手段により、第4条、第8条、第9条又は第10条に規定する手続を行い、又は行うべき手続を行わなかったとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、大阪府聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年大阪府規則第69号)に基づき聴聞を行う。

3 知事は、登録を取り消したときは、その理由を付して当該事業者に通知し、市町村長にその内容を通知するものとする。

4 登録廃棄物再生事業者は、第3条第3項の欠格要件に該当した場合、欠格要件該当届出書を知事に提出するものとする。

5 知事は、登録廃棄物再生事業者(法人にあってはその役員又は令第4条の7で定める使用人、個人にあっては令第4条の7で定める使用人を含む。)が法第7条第5項第4号ハに定める行為により、逮捕され、又は公訴の提起を受けるなど、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが予想される場合は、当該事業者に対して事実確認を行ったうえ、法第7条第5項第4号トの適用について、平成17年8月12日環産産第050812003号「行政処分の指針について(通知)」に基づき、関係機関等と協議を行うものとする。

なお、協議を行うに際しては、当該事業者にその旨を告知するものとする。

6 知事が、協議のうえ、前項の規定による適用の可否を確定するまでの期間、登録廃棄物再生事業者は自ら登録廃棄物再生事業を休止し、休止届を提出するとともに登録に係る各種届出を行わないものとする。

(登録証明書の返納)

第13条 登録廃棄物再生事業者は、次の各号に該当する場合は、登録証明書を知事に返納しなければならない。

- (1) 登録を受けた事業場を廃止したとき
- (2) 登録の変更等により新たに登録証明書の交付を受けたとき
- (3) 登録の取消しを受けたとき
- (4) 紛失により登録証明書の再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき

(報告の徴収及び立入り検査)

第14条 知事は、この要綱を施行するため必要があると認める場合は、法第18条及び第19条の規定に基づき、報告の徴収及び立入り検査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際に法第20条の2による登録を受けている事業者については、第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、この要綱の施行後において引き続き登録廃棄物再生事業者として廃棄物の再生を業として営もうとする者に対し、次表の左欄に掲げる廃棄物再生事業の登録を受けた年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる年度中に登録廃棄物再生事業者継続届に必要な事項を記入し、第10条第1項各号に掲げる図書を添付し、届け出るよう求めるものとする。

平成4年度	平成20年度
平成5年度から平成10年度まで	平成21年度
平成11年度から平成13年度まで	平成22年度
平成14年度から平成16年度まで	平成23年度
平成17年度から平成19年度まで	平成24年度

3 知事は、前項の届出を行った者に対し、以後5年毎に登録の継続を届け出るよう求めるものとする。この場合の届出は、第10条第1項の規定を準用する。

4 第2項の事業者については、この要綱による最初の継続届の提出を行うまでの間(但し、継続届提出時に令第20条に規定する変更がある場合は、その変更届の提出を行うまでの間)は、第12条第1項第1号に該当することを理由とする登録の取消しを行わない。